

江戸崎地方衛生土木組合からのお願い

稲敷市・美浦村の皆様へ

正しいごみ分別にご協力をお願いします。

もう一度、出す前に確認を！

- ① 燃やすごみの中に不燃ごみを入れないでください
- ② 事業者は不適物を持ち込まないでください
- ③ リチウムイオン電池は必ず金属類で出してください



① 燃やすごみの中に不燃ごみを入れないでください

収集や持込みでごみピット（燃やすごみの貯留設備）に入ってしまったものは取り出すことができません。そのまま焼却炉に不燃物が入ることで、焼却炉の運転停止の原因（下の写真例のとおり）になります。絶対に燃やすごみの指定袋に入れて出さないようお願いします。

また、持込みの際も、金属類と燃やすごみは完全に分別していただきますようお願いいたします。

ご家庭での正しい分別が高効率発電のカギとなります。

ご協力をお願いいたします。

（例）不燃物

スチール缶



金属製バネ



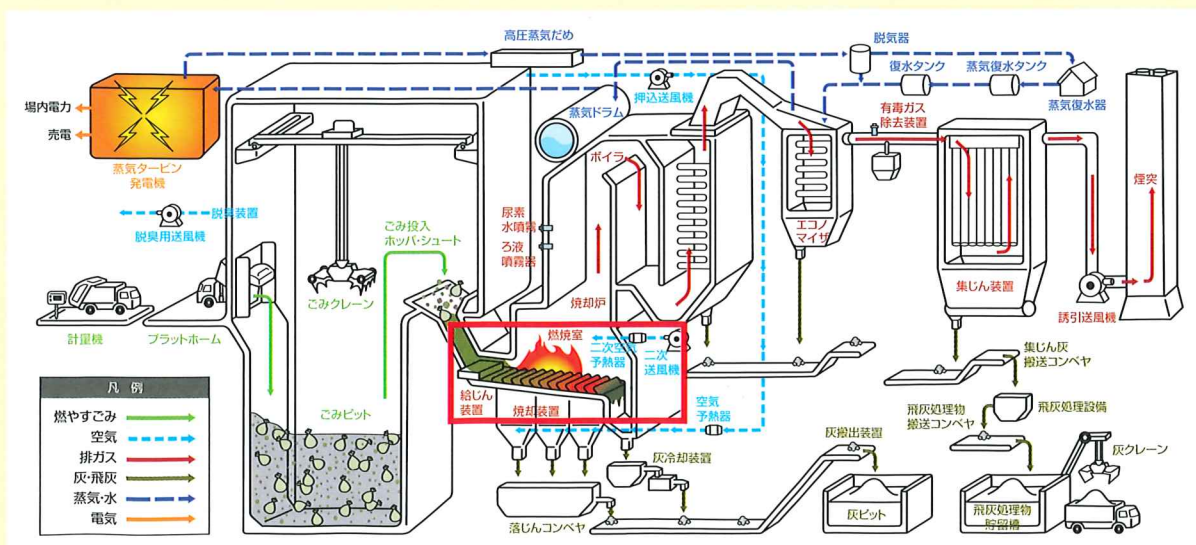
鉄板



そのまま焼却炉に入ってしまうと

灰が排出されずに詰まったり機器の故障に繋がります。

また、燃烧に影響を及ぼすため、発電のための熱回収量も減ってしまいます。



特に空き缶などのアルミは溶けるため、焼却炉内の火格子に絡み、固まることで、
設備機器の故障に繋がります。

② 事業者は不適物を持ち込まないでください

工業製品でポリ塩化ビニルを含む不適物がごみピット内に多量に入り、燃やすことにより有害な物質が出ます。焼却施設ではこのような有害物質を取り除いて運転していますが、取り除き切れずに排出規制値を超過すると運転停止となり、ごみ焼却や発電にも影響が出ます。

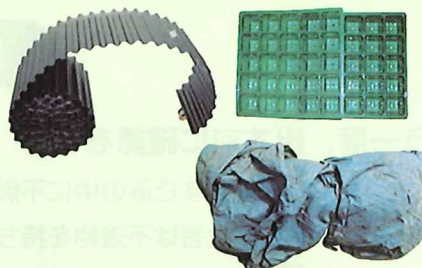
(例) 不適物



塩ビ管



ゴムマットなど



農業用ビニール類

ごみピットに不適物が入らないように「展開検査」を実施します。

■ 展開検査について

環境センターに搬入された燃やすごみに不適物が混ざっていないかを調べます。

検査スペースにて確認する検査で、担当者が行います。

■ 展開検査を実施する対象者

- ・一般廃棄物収集運搬業許可業者
- ・直接搬入する事業者
- ・その他検査が必要と認められる搬入者



■ 不適物にあたるもの

事業系ごみの不適物

- ・事業活動に伴い排出されるすべての産業廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項第1号）
（江戸崎地方衛生土木組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例第5条第3項の規定は除く）

■ 環境センターに持込めないごみ

- ・コンクリートブロック類や消火器などの処理困難物や
アスベスト含有製品など
（詳細は令和4年度版ごみの分別ガイドブックをご確認ください）

除去された不適物



※家庭系でも不適物を大量に持込むと検査対象になります。

③ リチウムイオン電池は必ず金属類で出してください

多くの充電式家電製品には、リチウムイオン電池が入っています。ごみピットに混入し過度な力が加わるとごみピット内で発熱・発火する危険があります。

リチウムイオン電池内蔵製品の発火例



加熱式タバコ



掃除機

ごみに出す時は、**電池を外して、金属類の指定袋に入れ、収集指定日に出してください。**燃やすごみや容器包装の指定袋に入れることは絶対にしないでください。

（出典元：日本容器包装リサイクル協会）

個人でのごみの持込みが増えています。混雑してスムーズな持込み受入れが困難で周辺住民の方へご迷惑がかかる事例が発生しております。

こうしたことから、市村民の方々には、最寄りの集積所をなるべく利用することを推奨させていただきますのでよろしくお願いいたします。